

第五期第4回練馬区福祉有償運送運営協議会 議事録（要旨）

- 1 日時 平成26年3月20日（木） 午後2時～4時
- 2 場所 練馬区役所本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席者 八重田委員 中村委員 松岡委員 成田委員 溝上委員 伊藤委員
石毛委員、椿委員 古橋委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 2名
- 6 議題
 - (1)開会
 - (2)第五期第3回 議事録の確認
 - (3)特定非営利活動法人「移動サポートひらけごま」の更新登録協議
 - (4)特定非営利活動法人「通院移送センタータンポポ」の更新登録協議
 - (5)社会福祉法人「練馬区社会福祉協議会チェアキャブ」の料金変更協議
 - (6)その他
- 7 配布資料
 - (1)第五期第3回議事録【資料1】
 - (2)特定非営利活動法人「移動サポートひらけごま」更新登録書類【資料2】
 - (3)特定非営利活動法人「通院移送センタータンポポ」更新登録書類【資料3】
 - (4)社会福祉法人「練馬区社会福祉協議会チェアキャブ」料金変更書類【資料4】

1 開会

○会長

皆様、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから第五期第4回の福祉有償運送運営協議会を開催させていただきます。私は、会長を務めます福祉部経営課長でございます。よろしくお願いいたします。

本日の運営協議会では、2団体の更新登録協議と、1団体についての料金変更の協議を行います。更新登録や料金変更の申請自体は運輸支局に行うこととなりますが、この協議会では、登録更新に当たり、各団体の運行の必要性、対象者の状況確認、そして料金の妥当性などについてご議論いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、お配りしました資料につきましては、運輸支局に提出する申請書類の抜粋となっております。

2 第五期第2回 議事録の確認

○会長

それでは、まず初めに、2月に開催いたしました第3回運営協議会の議事録の確認をお願いいたします。

議事録にも記載がございますが、一部協議が十分に調わず、事務局と団体で細部を詰めることでご了承いただいた件がございます。

具体的に申し上げますと、「シニアふれあい練馬」の30分を超える区外への片道輸送に関する部分でございます。30分を超える区外への片道輸送の料金を、1時間2,000円を3,000円に、1時間30分3,000円を4,000円に引き上げるという内容です。この扱いをめぐりましては、タクシー料金のほぼ3分の2近くになるということで、その料金設定に疑問があるというご意見が出されました。結果として合意に至らず、団体と事務局との調整に委ねられたということでございます。

同団体と、事務局で調整した結果、30分を超える区外への片道輸送の場合の初乗り料金については、1時間3,000円を1時間2,500円に修正するという改善案をお示しいただきました。

これら変更点につきましては、各委員の皆様にご文書の形でお諮りをいたしました。特段、異議等のご連絡はいただいておりませんでした。これを受けまして、事務局では、運営協議会において協議が調ったことを証する書類を平成26年3月11日付で、「シニアふれあい練馬」に交付をしております。

また、「介護支援事業所 縁」についても、一部資料の差し替えのご指摘がありました。

これにつきましても、同団体より差し替え資料の提出をいただき、各委員の方にお送りいたしました。特段、ご異議等のご連絡はいただいておりません。運営協議会において協議が調ったことを証する書類を平成26年3月11日付で、「介護支援事業所 縁」に交付しております。

議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただきまして、何かお気づきの点やご意見等がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

○会長

特にご意見がないようであれば、この内容で確定をさせていただきます。いつものように区のホームページ上で公開をさせていただきます。ただし、委員名については伏せての公開となります。

それでは、これより本日の議事の方に入らせていただきます。

本日は、次第でございますように、更新時期を迎えます2団体の更新登録の協議と、料金の変更を予定している1団体の協議で、3件の協議をお願いすることになってございます。

なお、5月に更新時期を迎える「肢体不自由児・者 友の会」からは、練馬区内の居住者の利用がないことから、今回、更新は行わない旨の連絡を受けてございます。

なお、参考までに申し上げますと、「肢体不自由児・者 友の会」の本拠地は、西東

京市ということでございます。今回、練馬区内の居住者の利用がないということで、更新は行わないということでございます。

それでは、本日の資料について、事前に送付してございますが、皆様、今日は資料をお持ちいただいておりますか。

3 特定非営利活動法人「移動サポートひらけごま」の更新登録協議

○会長

それでは、次第の案件3、特定非営利活動法人「移動サポートひらけごま」の更新登録の協議に入ります。

まず、協議に当たりまして、事務局の方から、更新登録に際しましての変更点など大まかな説明を行わせていただきます。その後で、本日、団体の方にも来ていただいておりますので、活動内容など補足の説明を行っていただければと思っております。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

(資料2により、特定非営利活動法人「移動サポートひらけごま」の更新登録の内容を説明)。

○会長

引き続きまして、団体さんからのご説明、補足をお願いいたします。

○移動サポートひらけごま

当団体における練馬区での利用者は、電動車椅子を利用されている方が主でして、その方に対するサービスを提供するため、更新登録の協議をお願いします。

年に1回ぐらいのご利用ということで、会員に多少の増減はございますが、ずっと同じような目的で、広報等の活動も行わず、年に大体10回程度の運行を行っています。

○会長

ご説明は以上でよろしいですか。

○移動サポートひらけごま

はい。

○会長

それでは、今、事務局と、移動サポートひらけごまからご説明をさせていただきました。これにつきまして、何かご質問がある方は、ご発言をお願いしたいと思います。

○委員

6 ページのところの実績報告についての確認なのですが、車両のCとVと書いてあるのは、私が知っているのだとキャラバンとバネットかなと思うのですが、その車両ですか。

○移動サポートひらけごま

間違いありません。

○委員

練馬区で、福祉有償運送を実施している団体の中で、大きい車両を使っている団体というのは、社協のほかには余りなくて、大きい車両を使わないと移動が厳しいという利

ユーザーのためには、こうした団体が活動していただけることが、とてもありがたいことだなというふうに思っています。

○会長

ありがとうございました。ほかにございませんか。

○委員

その料金単位、前からそうなのですから、実乗車が80キロ以上の片道運送、これだけ取り上げて別料金体系にされているのですが、これは何か根拠があるのですか。

○移動サポートひらけごま

長く使われている利用者の一人が、成田空港の送迎を依頼されるので、それを時間制料金に当てはめると、どうしても高くなってしまいますので、こうした利用に当てはめた料金設定を設けているのが、80キロを超えるというものなのです。

○委員

わかりました。

○会長

今、委員からのご質問で、80キロ以上というのは特定の方の利用を保証するために設けているということで、その方以外にはご利用はないという状況でしょうか。

○移動サポートひらけごま

はい、ありません。

○会長

ありがとうございました。

ほかの委員の方は、いかがでしょうか。よろしいですか。

○会長

それでは、ほかに皆様ご意見が無いようですので、申請に向けての協議は調ったものとさせていただきます。

4 特定非営利活動法人「通院移送センタータンポポ」の更新登録協議

○会長

それでは、次に4番の案件に移らせていただきます。

特定非営利活動法人「通院移送センタータンポポ」です。更新登録の協議となつてございますので、引き続きまして、説明をまず事務局の方からお願いいたします。

○事務局

(資料3に基づき、特定非営利活動法人「通院移送センタータンポポ」の更新登録について説明)。

○会長

引き続き、団体の方からの補足説明をお願いいたします。

○通院移送センタータンポポ

当団体は、練馬桜台クリニック、ここは人工透析が専門で、都内でも有数のベッド数を持っておりませんが、透析患者の送迎を行っています。透析患者の方は、「月・水・金」と「火・木・土」の2パターンで透析を実施しています。患者のほぼ9割が病院の委

託を受けまして、私どもが送迎をやらせてもらっています。利用料金は、病院が負担していますので、ほとんどの患者さんが手前どもの車を利用しているというのが現状です。ですから、非常に回数等々も多いのですが、需要はそこら辺にあるのではないかと考えております。

○会長

ただいま事務局と団体の方から説明をいただきました。通院移送センタータンポポの更新と料金変更ということでございますが、ご意見、ご質問等があればお願いしたいと思います。

○委員

2点よろしいですか。

この乗降の介助というのは、どの程度のものなのかということと、今、登録している運転者に対して、車両の方が多いという形になってはいますが、その辺の現状、人が足りないとかそういう話なのか、ご説明をお願いいたします。

○通院移送センタータンポポ

ドライバーは9人、10人いたときもあるのですが、書類を作成する段階ではこの人数となっています。

○委員

今は車が余ってしまっているということですか。

○通院移送センタータンポポ

そうです。それと、非常に古い車が多いものですし、走行距離が18万キロとか、20万キロ近い車もあり、患者を乗せづらいものがあります。そろそろ交換の時期ですが、経費の問題とかあるもので。また、運転手も募集しておりますが、福祉有償運送運転者の講習を受けないといけないので、簡単には集まらない状況です。

○委員

乗降の介助というのはどの程度の。

○通院移送センタータンポポ

やはり体が弱い方と高齢者が多いものですから、ヘルパーさんがつかない人も大勢いらっしゃるのです、その方を乗せたり、車椅子で介助したりというところです。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○会長

ほかの委員の方、ご質問、ご意見等ございますか。

○委員

この実績報告のところの表の見方を教えていただきたいのですが、例えば、17番目。複数乗車で丸がついていない0126。8時10分に乗って、8時15分におりましたと。5分間走りましたと。実走距離は1キロ。1というのは1キロのことですよね。

料金が400円というのは、これはどこから出てくるのですか。

○通院移送センタータンポポ

これは2キロ未満で400円ということで、相乗りの形をとらせてもらっています。迎車が300円の初乗り100円、300円と100円で400円です。

○委員

わかりました。

○委員

迎車は運賃に乗せないから、100円なのではないですか。

○委員

迎車があったのですね。

○通院移送センタータンポポ

ここは100と書かないといけないという。そうですか、すみません。

○委員

なるほど。

○委員

運賃と迎車を分けておかないと、2分の1の比較をしづらいかなど。

○会長

そうすると、この7ページはほかにも迎車料金が含まれている方が……

○通院移送センタータンポポ

含まれております。

○会長

いますよね。

○通院移送センタータンポポ

はい。2キロ未満は一応400円ということで、計算しておりますので。

○委員

透析だから、必ず送迎があるわけですね。

○通院移送センタータンポポ

そうなのです。月・水・金と火・木・土と必ずあります。

○会長

じゃあ、委員は今のお答えでよろしいですか。

○委員

私はいいです。

○委員

4ページの対価の変更に係る資料のところですか。変更後の料金設定については、協議が成立した時点で適用したいということですが、変更の理由としては消費税の増税分の転嫁であり、増税は4月1日からなので、今の段階でこれを成立したからといって適用するというのは、ちょっとまずいのではないかと思います。

○通院移送センタータンポポ

一応、こちらの承諾を得ておかないと。4月を越したら、料金アップをぜひやらせていただきたいものですから。

○委員

では、4月1日からの適用でよろしいのですか。

○通院移送センタータンポポ

いや、どこら辺なのか、恐らく4月、5月では料金アップをお願いするようになると

思います。

○委員

これを読むと、協議会で成立した時点から適用したいと書いてありますけれども、これはどういう意味なのですか。

○通院移送センタータンポポ

早く上げたいというか、ずっと消費税分は、利用料金に入れていませんので。ですから、今回の増税分8%は、1割近いので、できるだけ早く上げたいのですが、消費税でというふうに考えると4月1日になりますかね。

○通院移送センタータンポポ

できれば、4月に入り次第、8%になるわけですから、その分、何とかこちらの承諾を得て、少しでもアップさせていただきたいなと思っているのです。

○会長

今、意見を整理させていただくと、今日は3月20日ですよ。実は、今まで消費税の分をもらってこなかったのが、今日の運営協議会での協議が調ったということで、すぐにでも上げたいというお気持ちがある、実は団体にはあるということです。ですが、委員から、消費税8%の理由にしたら、やはり4月1日からの改定になるのではないですかというご意見だと思うのですね。

○通院移送センタータンポポ

やはり4月1日に施行されてから、なるべく早いうちに料金アップをお願いできればと思っておりますけれども。

○会長

当然、消費税は4月1日から8%になるわけですので、4月1日であれば、消費税増税に伴う料金改定というのは、別に矛盾もしませんし、よろしいかと思えます。

そうしますと、4月1日からということであれば、委員の皆様もよろしいということでしょうか。

○通院移送センタータンポポ

ぜひよろしくお願いします。

○会長

逆に、3月中の値上げということについては、やはり、今、委員からも問題提起があったように、ちょっと3月中の値上げはまずいのではないかと、皆様のご意見なのではないでしょうか。

○委員

要は、今日、3月20日なので、例えば、今日付で出したとしても、利用者の方に提示して、周知する期間があると、やっぱり3月中に値上げというのは、請求書を開けてみたら値上げがしてあったというのだとまずいと思います。周知期間を考えると、4月1日から、3月中に合意の文書もらったので、急いで会員の方に周知されて、4月1日から変わりますという方がいいのではないかなということ。

あとは、前回の2月のときにも、ほかの団体で協議したときに、事前に会員に、もう既にこの料金体系を示してあって、運営協議会が合意したらすぐでもやるよというような周知を既に行っているのであれば、3月中の引き上げも考えられるかもしれません。周

知は既にしていらっしゃるのですか。それとも、これからなのですか。

○通院移送センタータンポポ

まだこれからです。皆さん、これだけマスコミ等々で消費税アップというのはもう承知していると思っておりますし、お客様お一人お一人の単価とすれば、さほどではないと思うものですから、4月1日からすぐ始めるということではなくて、そこで請求書なりには告知の文書を入れて、お願いはするつもりでおりますけれども、一応、この運営協議会を通らないと、料金アップができないものですから。

○会長

利用者にとってみると、消費税増税は既に報道等がなされていますけれども、タンポポの料金がどのように変わるかということは、会員の皆様にお知らせをしていないわけです。協議が調ったのちに皆様にお知らせして、4月1日までは10日間あるので、その周知期間をもって4月から改定するのが妥当ではないかと思えます。そういう形での料金改定であれば、この協議が調ったということによろしいでしょうか。

○委員

つまり、4月に請求書を出していただいたときは、旧料金でやっていただいて、5月に後払い制だと思うので、5月の請求から変えていただければいいのではないかなと思います。

○通院移送センタータンポポ

わかりました。

○会長

今まで、本当に消費税の分をとっていらっしゃらなかったということと、料金も非常に安価ということですので、団体としては非常に厳しいというところはわかります。利用者のことも考えていただければ、今、皆様おおむねそういうご意見ですので、協議が調ったということにしたいのですけれども。

○委員

今の件はそれで構わないです。

ちょっと確認ですけれども、今回の申請では8%分を上乗せということですが、消費税の転嫁をする場合、3%分の上乗せというのは適正な転嫁だと思います。従来、消費税の5%分を転嫁してこなかったということですが、従来は100円でやっていたわけであって、100円の中で消費税を納めてきたわけですから。今回、8%上乗せとなると、5%分が団体の収入としては上向くという形で捉えられると思います。そもそも8%を転嫁する理由は何かあるのですか。

○通院移送センタータンポポ

8%の転嫁というよりも、1キロあたり10円の料金アップということで、お願いしたいと思っています。

○委員

福祉有償運送の対価の基準としては、おおむねタクシー料金の2分の1以内とされていますが、世の中的には便乗値上げみたいに受けとられないように、その辺の理由を整理していただく必要があるのではないかと思います。

○通院移送センタータンポポ

お乗りになる方からは、「こんな安い料金で、あなたたちは本当によくやってくれる」と言われるので、利用者には、そう抵抗なく受け入れてもらえると思っています。

○委員

利用料金の増額理由を問われたときに、増税分だけではなくて、運営コストが賄い切れなくなってきたとか、いろんな事情があると思います。単に増税という理由だけでは説明し切れない気がします。

○通院移送センタータンポポ

ここに事由として書いてありますように、1キロあたり10円の値上げで、検討いただきたいと思っています。

○委員

結局、今まで、確かに安い、安いというのはわかるのですけれども、2キロ100円でやってきたわけではないですか。

○通院移送センタータンポポ

それでは収支が厳しいものですから。

○委員

急に増税分の8%を超えて、5%分を上乗せというところについては、今まで100円でできてきたという捉え方もできなくもないので、さらに5%分も上乗せする理由をもっと詰めた方がいいのではないかと思います。

○通院移送センタータンポポ

なるべくよく考慮します。

○委員

その理由というのは、うまく説明できないですけれども、かかってくる費用が、収入では賄い切れなくなっているからということなのですか。

○通院移送センタータンポポ

それもあります。燃費、ご存じのように、ガソリン代というのも非常に上がってきておりますし、ドライバーの報酬ですとか、そういったものも非常に低賃金で今まで働いてきてもらっていたものですから、少しお給料を上げてあげたいと思っています。

○会長

今までは消費税を転嫁してこなかったことによって、団体でいろんなしわ寄せがあつて、ここでどうしても消費税分を上乗せせざるを得ないと。

委員がおっしゃったのは、今まで消費税の分を転嫁しないでやってこれたのであれば、単純に3%分の上乗せでやっていけるのではないかというご意見です。もし今回、一気に8%分を転嫁するというのであれば、実際の運営に当たって、非常にやりくりが厳しいのだというようなところも理由として示してほしいということです。

○通院移送センタータンポポ

非常に苦しいです。

○会長

今、ドライバーの賃金も少し上げたいというお話もありましたが、ドライバーの賃金は、この間、据え置きということで、長く続いていらっしゃいますか。

○通院移送センタータンポポ

ドライバーの賃金は、時給は幾らと決まっていますが、計算方法が実走時間給となっています。実際に利用者に乗せて走っている時間でしか計算しないものですから、例えば1時間、2時間運転しても、実際に利用者が車に乗っているのが20分であれば、20分の時給しか払っていないのです。

○会長

そうすると、待機時間中については、報酬は発生しないということですか。

○通院移送センタータンポポ

発生しません。料金をいただくこともできないかわりに、払うこともできません。

○委員

その苦しいというのは、漠然とおっしゃるだけではなくて、それをもう少し具体的におっしゃっていただいた方が。

○通院移送センタータンポポ

苦しいということ以外に、ちょっと表現のしようがないのですけれども。

○委員

今まで消費税5%分は団体が負担していて、利用者の方には負担をお願いしてこなかったけれども、今後は、そうした税金の増加分に加えて消費税の影響による経費の増加分も利用者に負担していただきたいということですよ。

つまり、ガソリン代とか事務室の賃借料など、運営上必要となる諸経費にも消費税が課されるため、全体的に運営経費が上昇するので、消費税の増加分3%に加えて利用料金を上げたいということですよ。

○通院移送センタータンポポ

はい。

○委員

利用料金引き上げの理由としては、消費税の納税分だけではなくて、それ以外の影響額も含めて引き上げたいということですよ。

○通院移送センタータンポポ

ええ、委員のおっしゃるとおりです。

もう少し早くお願いしたかったですけれども、たまたま消費税が4月から3%アップになるので、ちょうどいい機会かなと思って、今回、お願いしたわけです。

○委員

それは、利用者をお願いすることとして考えているのですよね。

利用者にもそういうふうに説明していただかないと、納得いただけないのではないかなと私たちはとても心配しているものですから、それでお伺いしています。

○通院移送センタータンポポ

わかりました。

○会長

当然、消費税が上がるということは、ガソリン代だけではなくて、例えば事務所の地代、家賃だったり、全てに消費税増税の影響があるということになります。消費税分の出費が増えるため、利用者にはそうした事情をご理解いただけるように丁寧なご説明をお願いしたいということです。

○通院移送センタータンポポ

よくわかりました。

○委員

このタイミングで利用料金を引き上げたいという方は、多分、タンポポだけではなくて、いろんな方が消費税値上げのタイミングで値上げしたいということが結構多いと思うのです。ですから、消費税の引き上げ分3%を超えて利用料金を引き上げるには、その合理的な理由を説明していただかないと、利用者の方には便乗値上げと受けとられかねないことが気になります。資料の4ページの説明にも入れていただきたいので、先ほどお話しいただいた内容を、別に値上げ自体に反対するわけではないのですけれども、もう少しここに理由を書いていた方がいいのではないかと思います。

○通院移送センタータンポポ

わかりました。

○会長

この点については、委員のご発言もありましたし、単純に8%分を上乗せしたいということではなくて、そういった事情をもう少し説明の中に加えていただくというところでお願いします。後ほど、事務局と詰めさせていただくということで、皆様もよろしいでしょうか。

○会長

今回は、運送の対価の部分と、それ以外の対価の部分も変更がございます。今、キロ当たりの運送がご議論になっていきますけれども、それ以外の部分は、皆様いかがでしょうか。新たに料金として、新規に設定される部分等ございますが、そちらの方はこれで、皆様よろしいですか。

○委員

今回、値上げすると、どのぐらい収支は改善される予定なのですか。

○通院移送センタータンポポ

詳しくは試算していないのですが、今、ある程度、こちらのお話であったように、何とか頑張ればやっていけている状態は状態なのです。ただ、回数を、もう何しろ猛烈に回数だけ増やして売り上げを上げているという現状です。病院からの助成金や区の補助金で何とか運営費は賄っていますが、この新料金にしてもらえれば、幾らかぎりぎりの線ですけれども、やっていけるのではないかというふうに思うのです。

○委員

正確な数字は出ていないのですけれども、ということですか。

○通院移送センタータンポポ

何しろ、少しでも上げてもらえれば、非常に助かるということです。

○委員

事務局に質問なのですかけれども、4ページの資料というのは事務局がつくってくださった資料なのですか。

○事務局

そうですね。団体から出てきた資料をもとに作ったものです。

○委員

5 ページは団体が作った資料なのですか。

○事務局

5 ページについても、団体から出てきた資料を、こちらで書き直したものになります。

○委員

そうですね。迎車回送料金のところの表示の仕方が、5 ページだと2 kmまで300円で、2 km以上400円で、どちらにも2 kmが含まれているので、2 kmはどちらなのかなというのが、ちょっと5 ページの資料だとわからないので、2 kmは、迎車回送料金は幾らになりますか。

○通院移送センタータンポポ

2 kmは400円です。

○委員

400円。

○通院移送センタータンポポ

2 km未満が300円ということで、2 km以上なので、2 kmなら400円です。

○委員

そうですね。

○会長

4 ページの記載が正しいということですね。

○委員

わかりました。

あと、透析の患者さんを主とした運行としてされているというふうに理解しているのですけれども、今回、「その他」として、5キロ以上の地点からの乗捨て料300円というのを設定されています。透析の患者さんは、透析室に入ってから四、五時間してからでないと出てきませんので、それについて乗捨てと理解してこれを請求されるのか、それとも、透析の患者さんについては、この乗捨て料については設定をしないのか。今回、新しく設定された料金なので、料金の実績表からは読めない金額なのですけれども、この乗捨て料について、透析の患者さんについては、どういうふうにお考えになられていますか。

○通院移送センタータンポポ

それ、委員から必ず質問が出るなと思っていたのですけれども、透析の患者さんには、こちらから請求する意は全くありません。

ただ、透析の患者さんが、臨時に「あそこの病院へ行ってくれ」とか、別の希望するところへ乗車させてくれという場合が結構あります。そういうときに、乗捨てですとか、待機ですとか、そういったものがあるものですから、その場合において、この料金にさせてもらいたいなというふうに思っております。

透析は、もちろん4時間かかりますから、その間についての請求は一切考えておりません。

○委員

整理すると、透析の通院時にはこの料金は設定しないけれども、透析以外の利用についても、いろんな検査に行ったりだとか、あと、ほかの病院の方に受診されたりとか、

いろんな利用があったときに、片道利用という場合が、入院等のいろんな形であると思うので、そういった場合については、乗捨て料というのが発生するという理解でよろしいですか。

○通院移送センタータンポポ

そのとおりです。

○委員

あと、もう一点よろしいでしょうか。

病院からの応援金みたいなものがあるので、実際は無料送迎を、要は病院が利用者の料金を肩がわりして、それで乗車いただいているわけです。透析患者は障害者1級で手帳を持っているので、運送の対象のイロハのイには当たります。でも移動困難者という部分ですと、単独で公共交通機関を介助なしでは利用できない方という条件もありますので、誰でもかれでも乗れるというふうにはないと思うのですね。

ドライバーさんも少ないですし、車を回せる回数も限られていると思うので、移動困難な方だけをお乗せして、単独で公共交通機関に乗れるような方はお乗せしていないという理解でよろしいですか。

○通院移送センタータンポポ

委員も長く透析の患者さんとおつき合いがあると思うのですけれども、透析に入る前は非常に皆さん元気なのですけれども、終わった後が、もうそれこそ倒れんばかりの状態になる方が非常に多いのですよ。ですから、そういった方が車に乗るというのも結構多いですし、迎えも、結構、朝早くに行ったりなんかしますと、やっぱりタクシーだとか電車というわけにもいかないし、乗り合いで来ることになります。本当に、透析、朝と帰りですと、状態が全く違ってしまうのですよ。

○会長

基本的に公共交通機関が使える方は、そういうものをご利用いただくということで、この有償運送については、一人で単独で歩行したりとか、乗車、降車が難しいとという方を対象にしています。そういう理解で、誰でも乗せているわけではないですよということですか。

○通院移送センタータンポポ

はい。

○会長

ということで、よろしいですか。ほかに何かご意見、ご質問。

○委員

利用者の方からお金をとらないというのは、病院さんはその人数を数えて、実績を報告して、病院がかわりに支払うということですか。

○通院移送センタータンポポ

私どもで、その月の実績をまとめて、病院に請求すると、その部分が全部支払われるようになっています。病院が負担するということですか。

○委員

この料金体系で、個々の実績をそれで集めてということですか。

○通院移送センタータンポポ

そうです。

○委員

それはわかりました。

あと、確認なのですけれども、10ページの運行管理の体制等を記載した書面の方で、運行管理責任者の方がAさんということなのですけれども、1番の（ウ）の指揮命令系統の方で、運行管理責任者がBさんになっているのですけれども。

○通院移送センタータンポポ

私です。

○委員

いや、Aさんが運行管理責任者ではないのですか。記載間違いですか。

○委員

1の（ア）ではAさんになっているのに、下はBさんだと。

○通院移送センタータンポポ

運行管理の責任者はAですので、下の（ウ）のところの運行管理の責任者はAですね。間違いです。

○会長

そうすると、代行者の方も違ってくるということになりますか。

代行者の欄に、Aさんの名前が入っていますが、Aさんが責任者ということであれば、代行者はどなたになりますか。

○通院移送センタータンポポ

運行管理の責任者がAで、運行管理の責任者の代行者というのは、Cになります。間違えておりますので、運輸支局に提出する際に訂正いたします。

○委員

7ページの実績報告の中で、複数乗車の場合には、その1運行で利用した全て方の利用料金を合算した金額が記載されているとの説明がありました。こうした場合には、それぞれの利用者の利用料金を個別に記載する必要はないのですか。運輸支局の委員の方に伺いますが、こうした場合には、利用者ごとの内訳を示して、合計金額を記載しなくてもいいのでしょうか。

○委員

この様式は、この運営協議会で決められた様式なので、私どもでは、その書き方や意味合いについては答えづらいところです。

○委員

この表では、1つの運行に関する利用者の利用料金を合算して記載していますが、実際には個々の利用者への請求金額を算定しているわけで、こうした記載方法で大丈夫なのか心配したところです。

○通院移送センタータンポポ

この報告書の様式に合わせて記載していますが、もちろん一人一人の金額は算定しています。実際に、おひとりごとの利用料金は、タクシー料金の半分以下になっていると思います。

○委員

利用料金については問題ないのですが、運営協議会に提出する資料の記録の仕方として適当なのかなと思います。一人一人の利用金額を算定しているのであれば、個別に記載したほうが理解しやすいと思います。

○通院移送センタータンポポ

一人一人の利用金額を個別に記載したほうがいいということですね。

○委員

そうですね。直近の20運行の実績を記載されていますが、複数乗車の場合には、個人から受け取る利用料金の合計金額が記載されています。この様式は、このような記録の方法で大丈夫なのでしょうか。

○通院移送センタータンポポ

私どもは、この様式に沿って、1運行ごとに記録したつもりです。それぞれの利用者の方に利用料金を請求するため、もちろん個別の利用料金も把握しております。

○通院移送センタータンポポ

以前の運営協議会でも、この様式に沿って1運行ごとの実績を報告していますが。

○委員

この様式に記載した利用料金は、利用者全員から受け取った金額の合計を記載しているということですか。

○事務局

事務局から補足いたします。

こちらの実績報告の様式については、古くからあるもので、どういう経緯でこの形になったのかは分かりませんが、確かに、実態がわかりづらいというご指摘も、もっともだと思いますので、今後、改良していきたいと思っております。もう少し見やすい形にしたいと思っておりますので、今後、報告書の案を示させていただきたいと思っております。

○会長

今、事務局からも説明いたしました。審議にあたりわかりにくい点もあるため、様式を改良、改善していきたいと思っております。様式の素案ができた時点で、委員の皆様にお諮りをさせていただきたいと思っております。

そのほか、タンポポの料金変更の部分で、ご意見はございますか。

○委員

この複数乗車というのは、どういう料金になっているのですか。

○通院移送センタータンポポ

利用される方、ひとりひとりから、乗車地点から降車地点までの走行距離に応じて算定しています。

○委員

そうした料金の算定方法をお一人お一人適用することで、運営協議会の協議を受けているということですか。

○通院移送センタータンポポ

そうです。当然、ご存じだと思うのですが、当初、この有償運送ができたときに、当時の座長である大学の先生が、「相乗りをやりなさい」というふうなご指摘がありまして、「当然、あなたたちもタクシー料金の半分でやるのは大変だろうし、相乗り

で頑張りなさい」というような、ご指示があったものですから。

○委員

違うと思います。

○通院移送センタータンポポ

そうですか。それは失礼しました。

○委員

違います。訂正を。

私は、法律が変わって福祉有償運送運営協議会が設置された当初から委員を務めております。もともとタンポポは、福祉有償運送という法律的な仕組みが整う前から、このような運行を行なっている団体です。

その当時から、距離制の料金で運行しています。

利用者は透析患者が中心であり、透析患者の送迎に関しては、法的にも乗り合いについての了解が得られています。

運送の対価の合計金額が、タクシー料金の概ね2分の1程度の実費の範囲内であれば、乗り合いはしてもいいと法律にも書いてあるので、それに沿った運行をされています。

透析患者は、透析の開始時刻が指定されているため、同じ時間に透析室に入室する必要があります。

その時間を遅れるわけにはいかないため、例外的に単独運行ではなく、乗り合いが認められています。この団体は、法律が変わる前から、このような乗り合いを行っていましたので、その乗り合い料金を「運送の対価」として運行を行なっています。

透析患者以外は乗り合いをしない、複数の方が乗らない場合において、2キロまで100円という「運送の対価」とするのは、とても厳しいと思います。すずらんの会では、そのような場合には、別の料金設定をしていますが、この団体は、どのようなケースも同じ料金設定のほうが分かりやすいとの考えで、相乗りの場合の料金も、単独運行の場合についても、同じ料金設定をされています。

ただ、セダンと福祉車両ですと、燃費の相違などで、福祉車両のほうが経費がかかるため、セダンと福祉車両では料金が異なっていますが、乗り合いの場合も単独運行の場合も同じ料金設定でやられています。タンポポは、法律が変わるずっと前からこの料金設定で運行されています。

○通院移送センタータンポポ

助言をありがとうございます。

○会長

委員から補足の説明をいただきましたが、タンポポもその説明で間違いはないということです。委員の皆様もそのようにご理解いただければと思います。

○委員

福祉有償運送として、個別輸送の場合と複数乗車の場合の対価というのがありますので、料金表に複数乗車の場合の料金設定という項目を入れていただくと、複数乗車をやっているということがわかりやすいと思います。

○委員

利用者との契約の際に、複数乗車の話はしていますよね。

○通院移送センタータンポポ

それはもちろんです。

○委員

今までは、それをパンフレットなどの案内文書には、それをわざわざ書いてはいなかったということですよね。

○通院移送センタータンポポ

私どもは、会員制を採っておりますので、新規入会の方には、入会申込書を記入いただく時点で、相乗りの説明をしています。

○委員

複数乗車について協議を受けているのであれば、それは構わないのですけれども、複数乗車が認められていることが、どこかでわかればいいなと思っただけです。

○委員

要件確認表に、事務局が載せていただけているといいと思います。複数乗車を行う際には、事前に運営協議会の合意を得ることが必要なので、要件確認表に書かれていたほうが、私たち委員に対しては親切かなと思います。

○事務局

かしこまりました。

○委員

お願いします。

○会長

わかりました。いろいろわかりにくい点がございまして、申しわけございませんでした。要件確認表には、複数乗車についても運営協議会で協議をした旨を記載したいと思っています。

この資料では、便乗値上げとしてとられる心配があるので、消費税を転嫁するに至った理由について、もう少し詳しく説明する必要があるということで、委員の方からご指摘もいただきました。改めて事務局とタンポポで、細部を詰めさせていただくということで、この場はおおむね協議が調ったということにさせていただきたいと思います。

(異議なし)

○会長

ありがとうございました。

それでは、通院移送センタータンポポの協議を、これで終了ということにさせていただきます。どうもご苦労さまでした。

5 社会福祉法人「練馬区社会福祉協議会チェアキャブ」の料金変更協議

○会長

それでは、本日3番目の協議ということになります。

社会福祉法人「練馬区社会福祉協議会チェアキャブ」の料金変更協議でございます。すみません、よろしくお願いいたします。

まず、事務局の方から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

(資料4に基づき、社会福祉法人「練馬区社会福祉協議会チェアキャブ」の料金変更協議について説明)。

○会長

最初に申し上げなければいけなかったのですが、委員は、練馬区社会福祉協議会に所属されていますので、この件につきましては、議事決定には関与できないということになりますので、ご承知おきください。

それでは、社会福祉協議会から補足説明等をお願いいたします。

○練馬区社会福祉協議会チェアキャブ

補足説明の前に、資料の一部修正をお願いします。ページ8の例3ですが、運送の対価が1,500円となっていますが、1,500円と迎車料金200円を足して1,700円ですので、その他の300円は間違いということで、0にさせていただきたいと思います。

それで、料金運送の対価等については、ガイドラインを参考にして、全体的に変更しています。値上げにつきましては、5月1日を予定しております。本日の協議会でご了解いただいた場足、利用者には文書で案内をしてから、5月1日以降の予約が始まったときに個別に説明します。消費税は4月から税率が上がるのですが、チェアキャブの料金変更は5月1日を予定しております。

利用料金の値上げに先立ち、事前に利用者からのアンケートを採っております。アンケートでは、改定後の料金設定についてどう思うかと、納得できるかなどを聞いておりますが、理解できるが約65%で、3分の2弱を占めていますので、こうしたことを前提に進めていこうと思っております。

それから、消費税だけでなく、今回、値上げに至った理由は、練馬区からの補助金が少し減ってしまうということ、共同募金の配分金収入も減ってしまうということ、それと消費税の税率アップがあるので、全体的に料金を引き上げたいと思っております。それでも、不足する部分があるので、それに関しては、練馬区社会福祉協議会の財源を投入して、この事業を維持していきたいと思っております。

○会長

それでは、これから質疑等に入りたいと思います。

○委員

不均衡が生じていたというのは、こういった趣旨で不均衡というのでしょうか。

○練馬区社会福祉協議会チェアキャブ

利用者には、ご自宅と病院の往復を利用される方と、ご自宅と病院の片道を利用される方の2パターンがよくあります。往復の運行に関しても、基本料金は1回200円いただいております。ただ、その一方で、片道の方からも200円という形でいただいておりますので、運行の内容を見たときに、不均衡が生じていることとなります。

今回、改定に際しましては、国土交通省が出されている有償運送のガイドブックを参考にさせていただきました。自宅から病院までを1回とさせていただき、病院から自宅までのお帰りでもまた1回と区切らせていただきました。その中で、料金も、基本料金については、一つのご利用に対して1回という形で、均衡を図りたいと思っております。

○委員

この往復というのは、一旦そこで待機しているわけではなくて、戻っているということなのですか。

○練馬区社会福祉協議会チェアキャブ

そうですね。実際には、遠方の場合には戻れないこともあります。基本的には利用者を降ろしたときには、車をまた事務所に戻らせるという方法をとっております。

○委員

今まで戻ってきても、それを往復というふうに表現していたということですか。

○練馬区社会福祉協議会チェアキャブ

そうです。

○委員

そういうことですか。

○委員

運行と運行の間でほかの利用者を乗せたりすることはないですか。

○練馬区社会福祉協議会チェアキャブ

はい。もちろん、入る場合には、ほかの利用者の運行を行なうこともあります。

○会長

今の答えで、委員、よろしいですか。

○委員

わかりました。

○会長

ほかはいかがでしょうか。

○委員

素朴な疑問で大変恐縮ですが、アンケート調査を実施して丁寧な対応をされていることに感心しました。利用者の反応、値上げに反対の方や意に沿わない方もいるわけで、そういった方々への対応や説明に時間をかける必要から、5月1日開始としたわけですか。

○練馬区社会福祉協議会チェアキャブ

5月の運行の予約が4月中旬から始まるので、その前に文書や電話等で説明し、ご理解いただいた上で、新料金に移行したいと思っています。

○会長 よろしいですか。

ほか何か皆様の方から、ご質問、ご意見等ございますか。

○委員

今までは待機料金は発生していなかったわけですね。今度、発生させるにおいて、逆に往復の扱い方をそうするというのは、逆に不均衡ではないのではないですかと、ひとつ思うのと、今後は待機料金をいただけるわけですね。そういう意味だったら、迎車料金というのは、そのままでも理解されるのではないかと思うのです。

あともう一つ、これはほかの団体にもよくあるのですけれども、値上げをするに当たって、例えば、協議会がこういう値段に設定したからとか、国土交通省がこういう形になっているように読み取れるような文章が多いように思います。料金体系を変える場合には、確かに国交省の福祉有償運送のガイドブックにあるとおりの手順が必要かと思

ますが、値上げはまた別の話ですよ。このアンケートを利用者の皆さんに配って、こういう回答をいただいたということですよ。

○練馬区社会福祉協議会チェアキャブ

そうですね。

○委員

そうですね。

そうすると、私だけかもしれないけれども、国が料金を上げなさいという指導をしたとか、運営協議会が料金を決めたみたいな表記となっているようにも読み取れるので、誤解の生じないような表現にしてほしいと思います。

○会長

以前、そのような指摘がありましたね。

○練馬区社会福祉協議会チェアキャブ

わかりました。

○会長

あくまでも、協議会はその料金改定が妥当かどうかということ判断する場で、料金体系そのものを決定する場ではないということは、前回の運営協議会でも議題に上がりましたので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

今の前段のご質問はどうでしょうか。

○委員

今までは、例えば、待機していようがいまいが、その料金はお客様からいただかなかった。そのかわりに、迎車料金もいただいていたということですか。

○練馬区社会福祉協議会チェアキャブ

迎車は1回のみ、200円のみです。

○委員

1回のみだったのですか。

○練馬区社会福祉協議会チェアキャブ

はい。

○委員

今回は、逆に言ったら、往復で使う方には、迎車料金も2回ですし、待機料金も発生するということですか。

○練馬区社会福祉協議会チェアキャブ

いえ、必ずどちらかになるようにしております。

○委員

どちらかになるようにしたということですか。

○練馬区社会福祉協議会チェアキャブ

はい。理由の1番、基本料金の3行目ぐらいのところに「なお、待機の希望がある場合には」ということです。

○委員

ああ、そうですか。勘違いでした。

○委員

待機料金が発生する場合は、その時間帯全部を1利用者がその車とドライバーを確保しているという扱いになるので、「拘束時間」のような理解でいいのですよね。

○練馬区社会福祉協議会チェアキャブ

おっしゃるとおりです。

○委員

ありがとうございます。

○会長

よろしいですか。ほかはよろしいでしょうか。

○会長

それでは、ご意見がほかにないようですので、社会福祉協議会のチェアキャブ事業について、協議が調ったということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、本日ご用意をしておりました3件の協議については、全て終了をさせていただきます。

この際ですので、皆様から何かご発言等があればいただければと思いますが、皆様いかがですか。よろしいでしょうか。

○会長

それでは、特にご意見、ご発言がないようですので、これをもちまして、第4回福祉有償運送運営協議会を閉会とさせていただきます。

なお、次回の運営協議会につきましては、前回、2月の当協議会でもお示しをしており、7月15日か7月22日、どちらかということと考えてございます。時間につきましては、15日でも22日でも、開始は午後2時ということと考えております。本日は奥山委員がご欠席ですので、奥山委員とも日程調整をさせていただき、皆さまにもできるだけ早目にご連絡を差し上げたいと思っております。

今度の7月に開きます運営協議会では、現時点では4団体の更新登録等の協議をお願いする予定でございます。案件がたくさんございますので、申し訳ございませんが、また資料が整いましたら、あらかじめ皆さまに資料を送らせていただく予定でございます。

それでは、本日は長時間にわたりご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

これをもって閉会といたします。

<事務局補足>

○通院移送センタータンポポの説明不足について

上記議事録のとおり、「説明が不足している」との指摘をし、協議会を終了していましたが、後日改めて補足説明を整理しました。これについて各委員にお諮りしたところ、異議等のご連絡はありませんでしたので、平成26年4月1日付で当該団体に対し「協議が調ったことを証する書類」を発行いたしました。